

令和4年3月17日開会

第737回むつ市教育委員会

参 考 資 料

報告第2号      1頁



小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 阿部謙一  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う取扱いについて

このことについて、市内の小中学校の関係者において、新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、臨時休業の措置を取る学校が増えてきていることを踏まえ、感染拡大防止を徹底するため、これまでの基本的な感染対策に加え、令和4年3月6日までの期間において下記のとおりご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 体調に不安があった場合

- (1) 本人又は家族に発熱や倦怠感、鼻水、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒、教職員ともに自宅での静養を徹底させる。
- (2) 児童生徒本人、同居の家族、頻繁に会っている親族等が検査対象となった場合、検査結果が判明、または保健所からの健康観察の指示期間が終了するまでは、登校を見合わせるよう徹底させる。

2. 臨時休業等について

- (1) 学校関係者に陽性者が出た場合においては、原則として市教育委員会が保護者宛ての文書を作成し、学校が学校メール等で保護者へ通知する。
- (2) 臨時休業等の範囲については、保健所の検査対象等を踏まえ、市教育委員会で決定することとなるので、保健所から連絡があった場合は、速やかに市教育委員会へ連絡し、内容を共有する。
- (3) 児童生徒本人が検査対象とならなかった場合でも、不要不急の外出は避けるよう徹底させる。
- (4) 再登校後は心のケアに努めるとともに、丁寧な課題添削や補充指導等に留意すること。

3. 欠席等に係る報告について

- (1) 上記1の(1)のように感染が疑われる場合や、同居の家族、頻繁に会っている親族等が検査対象となって出席停止とした場合については、別添の様式1に家庭から確認した状況等を記入の上、速やかに市教育委員会へ報告すること。
- (2) 各学校の欠席者・出席停止者については、市教育委員会でも人数を把握したいと考えておりますので、当日の正午までに学校等欠席者・感染症情報システムに入力をお願いします。

※保育施設等の休園等により兄弟姉妹となる児童生徒が影響を受ける場合は、市教育委員会に相談してください。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ  
TEL 22-1111(内線3110)

保護者の皆様

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う取扱いについて

日頃より、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

市内の小中学校の関係者においても新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、臨時休業の措置を取る学校が増えてきていることを踏まえ、感染拡大防止を徹底するため、これまでの基本的な感染対策に加え、令和4年3月6日までの期間において下記のとおりご対応くださるようお願いいたします。

記

1. 体調に不安があった場合

(1) 児童生徒本人又は家族に発熱や倦怠感、鼻水、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での静養をお願いします。

(2) 児童生徒本人、同居の家族、頻繁に会っている親族等が検査対象となった場合、学校へご連絡の上、検査結果が判明、または保健所からの健康観察の指示期間が終了するまでは、登校を見合わせていただくようお願いいたします。

※上記(1)、(2)の場合については、欠席扱いとはなりません。再登校後は、学校において、心のケアに努めるとともに、丁寧な課題添削や補充指導等を行いますので、ご安心くださいますようお願いいたします。

2. 往来の自粛について

むつ下北(※)地域以外との不要不急の往来は自粛することとし、来訪も控えていただくようお願いいたします(通勤等を除く)。

※ むつ市及び下北郡

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111(内線3110)

# 感染防止対策強化

令和4年 **3月6日まで**

こんなときは登校をしないでください。

## 風邪症状（熱・鼻水・セキ・のどの痛み）がある

- ①風邪症状消失後の登校をお願いします。
  - ②在校中に症状が現れた場合は、早退・お迎えをお願いします。
  - ③風邪薬の服薬中は、風邪とみなします。
  - ④同居の親族に同様の症状がある場合も登校自粛や早退へのご理解をお願いします。
  - ⑤24時間以内に実施した抗原検査等で陰性が確認された場合を除きます。
  - ⑥アレルギーによるセキ・鼻水については、別途学校に報告願います。
- ※これらの場合は、欠席扱いとはなりません。

## 本人・同居の家族・頻繁に会っている親族がPCR検査を受けることになった

速やかに学校へ報告し、検査結果が判明するか健康観察の指示期間が終了するまでは登校しないでください。

期間中はお気をつけください

## 下北郡外への不要不急の往来や来訪

極力お控えくださいますようお願いいたします。（通勤等を除く）

む教総第2320号  
令和4年2月24日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた感染対策の期間延長について

このことについて、令和4年2月8日付け、む教総第2178号で通知しておりましたが、市内の小中学校においても新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、臨時休業の措置を講じる学校が増加している状況にありますことから、期間について下記のとおり延長することといたしましたので、引き続きご対応くださるようお願いいたします。

記

- 期 間
- 【変更前】 令和4年2月28日(月)まで
- 【変更後】 令和4年3月6日(日)まで

以上

【担当】  
事務局総務課 総務・学務グループ  
TEL 22-1111(内線3110)

む教総第2399号  
令和4年3月3日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 阿部謙一  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた感染対策の変更について

このことについて、令和4年2月8日付む教総第2178号、2月21日付む教総第2297号及び令和4年2月24日付む教総第2320号で通知しておりますが、下記の点について変更し、引き続き対策を実施することといたしましたので、ご対応くださるようお願いいたします。

記

●変更点について

項目	変更前	変更後
む教総第2178号及びむ教総第2320号 ●期間	令和4年3月6日(日)まで	令和4年3月7日(月)から3月25日(金)まで
む教総第2178号 1.(1) 基本的な感染対策の徹底	・クラスをまたいでの活動を原則禁止とする。	・感染対策に十分留意して学校単位での活動を可能とする。
む教総第2178号 2.(2) 学校行事について	・児童生徒が通常の学習活動において接している教職員以外と接する可能性のある校外活動を原則として禁止とする。	・感染対策に十分留意して学校単位での活動を可能とする。
む教総第2178号 3(1) 部活動等について	・部活動等については、原則として禁止とする。	・感染対策に十分留意して原則学校単位とし、1時間程度の活動のみ可能とする。

以上

【担当】  
事務局総務課 総務・学務グループ  
TEL 22-1111(内線3110)